

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

日本国憲法は第26条で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とあり、学校教育法は第6条で「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない」と定めている。

また、学校給食については、学校給食法第1条で「食育の推進」を規定しており、第2条に定める学校給食の7つの目標達成に向け、教育活動の一環として、学校給食を通じた「食育」が行われ、その意義は大きく、学校教育の根幹となっている。

学校給食の経費負担については、実施に必要な施設及び設備に要する経費とその運営に要する経費は、設置者の負担と位置づけられているが、それ以外の経費は保護者の負担となっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢の長期化、円安等による相次ぐ物価高騰が家計を直撃している。経済状況の悪化及び物価高騰は、子育て家庭（世帯）に対し、経済面のみならず教育面においても深刻な影響を及ぼしている。

この状況に鑑み、うるま市においては、令和4年度に地方創生臨時交付金事業を活用し、学校給食食材支援事業として高騰した給食食材費を補助することで、給食費の値上げを行わず、子育て家庭（世帯）への支援を実施した。また令和5年度は、一般財源を充当し、市単独事業として継続する予定ではあるが、恒久的に事業を実施していくには財政的負担が大きく、財源の確保に苦慮しているところである。

そのような中、玉城知事の掲げる「学校給食費無償化」の公約は、まさに子育て家庭（世帯）の切実な願いであり、早期の実現に大きな期待を寄せている。

よって、うるま市議会は、子育て支援に地域間格差が生じる事なく、かつ安定した学校給食が受けられるよう、沖縄県の制度として学校給食費無償化の早期実現を強く要請する。

記

1. 国による全国一律無償化が実現するまでの間、沖縄県の制度として、県内市町村一律無償化を早期に実現すること。
2. 地域間格差が生じる事がないように、学校給食費の全国一律無償化の実現を国会及び政府に強く要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事